

「上智社会福祉専門学校学則」

第1章 総則

(目的)

第1条 上智社会福祉専門学校（以下「本校」という。）は、専修学校として、教育基本法、学校教育法、社会福祉法及びその他の社会福祉関係法令に基づいて社会福祉全般についての理論と技能を授け、カトリシズムの精神を生かして、社会福祉事業に責任感をもち、専門的、献身的に従事する実践家の養成を使命とする。

(設立)

第2条 本校は、イエズス会の設立にかかり、その法的設置者は学校法人上智学院である。

(名称及び位置)

第3条 本校は、上智社会福祉専門学校と称する。

2 本校を東京都千代田区紀尾井町7番1号に置く。

第2章 課程学科、修業年限、定員、学級数及び在学年数

(課程学科、修業年限、定員及び学級数)

第4条 本校の課程学科、修業年限、定員及び学級数は次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	学級数
保育専門課程	保育士科	3	40	120	1
社会福祉専門課程	社会福祉士・児童指導員科	2	40	80	1
	介護福祉士科	3	26	78	1
合計			106	278	3

(在学年数)

第5条 在学年数は、各課程ともそれぞれの修業年限に2年を加えた年数とする。

ただし、休学期間は在学年数に含まないものとする。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 授業休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 創立記念日（11月1日）

(4) 聖ザビエルの祝日（12月3日）

(5) 夏期休業

(6) 冬期休業

(7) 春期休業

2 校長は必要に応じ、前項各号以外の日を臨時に授業休業日とすることができる。

3 校長は必要に応じ、第1項各号に定める授業休業日を、授業日（補講日を含む）とすることができる。

第4章 教育課程及び授業時間

(教育課程)

第9条 本校の教育課程及び授業時数は別表第1に定めるとおりとする。

(授業時間)

第10条 授業時間は、午後1時30分から午後9時までとする。

2 実習については、別に定める。

第5章 教職員組織及び運営委員会

(教職員組織)

第11条 本校に次の各号に定める教職員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 専任教員 11名以上
- (3) 非常勤講師 35名以上
- (4) 事務職員 数名

- 2 校長は、本校を代表し、校務全般を統括する。
- 3 専任教員及び非常勤講師は、学生の教育をつかさどる。
- 4 事務職員は、事務に従事する。
- 5 教職員に関する規定は、別に定める。

(運営委員会)

第12条 運営委員会は、校長、専任教員及び校長の委嘱した非常勤講師若干名と事務職員をもって構成し、校長が委員長となり校務について協議する。

第6章 入学・休学・退学及び再入学

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、4月とする。

(入学資格)

第14条 保育専門課程保育士科、社会福祉専門課程介護福祉士科に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、選考の上、入学を許可された者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者

2 社会福祉専門課程社会福祉士・児童指導員科に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、選考の上、入学を許可された者とする。

- (1) 大学（短期大学を除く。）を卒業した者
- (2) 外国の大学を修了後、日本の大学院で学位を取得した者、または学位授与機構による学士、修士、博士学位取得者で、4年制大学を卒業した者と同等以上と認められる者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 学校教育法に基づく大学を卒業した者に準ずるものとして厚生省令（第49号第1条第1項）で定める者。

3 入学者の選考は、別に定めるところにより行う。

(入学志願の手続)

第15条 入学を志願する者は、所定の入学検定料を納入し、所定の入学願書、前条各号のいずれかに該当することを証明する書類、その他必要書類を指定の期日までに提出しなければならない。

2 既納の入学検定料は、返還しない。

(入学の手続)

第16条 入学を許可された者は、次の書類に入学納付金等を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 地方自治体の発行による「住民票の写し」（日本国籍以外の国籍を有する者は、外国人登録証明書の写し）
- (2) その他必要書類

(休学及び復学)

第17条 病気その他やむを得ない理由で休学しようとする者は、その理由を記した休学願を提出し、校長の許可を受けなければならない。なお、病気の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

2 休学の期間は、1学期又は1学年を単位とし、通算3学期を超えることはできない。

3 許可された休学期間が満了した場合は、復学届を提出しなければならない。

4 休学期間中に休学の理由がなくなり復学しようとする者は、復学願を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(退学)

第18条 退学しようとする者は、その理由を記した退学願を学生証とともに提出し、校長の許可を受けなければならない。

(再入学)

第19条 本校を卒業した者、又は中途退学した者で、再び入学しようとする者に関し必要な事項は、別に定める。

(転・編入学)

第20条 他の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等からの転・編入学は行わない。

第7章 賞罰

(表彰)

第21条 校長は、学業・品行ともにすぐれ他の模範となる者には、運営委員会の議を経て、これを表彰することがある。

(懲戒)

第22条 校長は、学生の本分に反する行為があったと認められるときは、運営委員会の議を経て、これに懲戒処分を行うことがある。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学処分は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席状況の極めて悪い者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第8章 単位及び履修方法

(単位の算定)

第23条 各科目に対する1単位の算定は、次のとおりとする。

講義科目	15時間
演習科目	30時間
実習・実技科目	45時間

ただし、授業科目によっては、法令等により定められた範囲で、1単位あたり時間数を変更することがある。

(履修方法)

第24条 保育専門課程保育士科における履修方法は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 教養科目のうち7科目12単位は必修とし、その他は選択履修とする。

(2) 必修科目29科目50単位は必修とする。

(3) 選択必修科目のうち9科目17単位は必修とし、その他は選択履修とする。

2 社会福祉専門課程社会福祉士・児童指導員科における履修方法は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 一般教育科目のうち6科目12単位は必修とし、その他は選択履修とする。

(2) 専門科目の基礎科目13科目49単位は必修とする。

専門科目の関連科目のうち7科目14単位は必修とし、その他は選択履修とする。

3 社会福祉専門課程介護福祉士科における履修方法は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 基礎分野のうち6科目12単位は必修とし、その他は選択履修とする。

(2) 専門分野のうち17科目62単位は必修とし、その他は選択履修とする。

(3) 指定外科目のうち卒業レポート1科目2単位は必修とし、その他は選択履修とする。

4 他の大学及び短期大学等で履修及び修得した単位の認定並びに同等又はそれ以上の教育内容を有する学校において、既に履修した単位の認定については別に定める。

第9章 試験及び卒業等

(試験及び評価)

第25条 講義、演習の各教科については、それぞれ各学期に試験を行う。

2 実習及び実技については、指導・監督者の調査・報告書に基づき、その成績を評価する。

3 授業科目の成績評価は、上位よりA(100~90点)、B(89~80点)、C(79~70点)、D(69~60点)、F(59点以下)をもって表示し、A、B、C、Dを合格、Fを不合格とする。

4 前項にかかわらず、認定をNと表記する。

(出席時間数)

第26条 各科目とも出席時間数が規定時間数の4分の3に満たない者については、当該科目の履修を認定せず、受験資格を与えない。

2 学外施設における実習については、出席時間数が規定時間数の5分の4に満たない者に対し、履修を認定せず、成績の評価を行わない。

(追・再試験)

第27条 病気その他やむを得ない理由で試験を受けることができなかった者、又は試験に不合格

であった者は、別に定める規程に従い追試験又は再試験を受けることができる。

(再履修)

第28条 各年次に配分された科目の受験資格を失った者又は不合格となった者は、翌年次以降においてこれを再履修しなければならない。

(留年)

第29条 卒業年次においてなお修得単位数の不足している者は、第5条に規定する在学年数を限度として留年となる。

(卒業及び資格の付与)

第30条 各課程ともそれぞれの所定の科目を修了した者について卒業を認める。

2 卒業の期日は、毎年3月31日又は9月30日とする。

3 卒業者には、各課程学科によりそれぞれ次に定める資格を与える。

(1) 保育専門課程保育士科 保育士資格

(2) 社会福祉専門課程

ア 社会福祉士・児童指導員科 児童福祉司任用資格、児童指導員任用資格、
社会福祉士国家試験受験資格

イ 介護福祉士科 介護福祉士資格

4 次の各課程学科の卒業者には専門士の称号を与える。

(1) 保育専門課程保育士科 専門士（保育専門課程保育士科）

(2) 社会福祉専門課程介護福祉士科 専門士（社会福祉専門課程介護福祉士科）

第10章 入学納付金及び授業料等納付金

(入学納付金及び授業料等納付金)

第31条 第16条に定める入学に必要な納付金は、別表第2のとおりとする。

2 在學生は、別表第2の授業料等納付金を所定の期日までに納入しなければならない。

3 前項の授業料等納付金を所定の期日までに納入しない者は、退学させる。

(休学期間中の授業料等納付金)

第32条 休学を許可された者の休学期間中の授業料等納付金は、別に定める。

(留年者の授業料等納付金)

第33条 入学後修業年限を超えて在学する者の授業料等納付金は、別に定める。

(退学者の授業料等納付金)

第34条 退学を願い出る者は、その時期までの授業料等納付金全額を納入しなければならない。

(納付金の不還付)

第35条 既納の授業料等諸納付金は、返還しない。

第11章 奨学金、健康診断及び聴講

(奨学金)

第36条 本校は、経済的理由により修学が困難な学生に対し、奨学金を支給することがある。

2 奨学金に関し必要な事項は、別に定める。

(健康診断)

第37条 在學生は、学年ごとに健康診断を受けなければならない。

(聴講生)

第38条 本校は、特定の科目について聴講を願い出る者があるときは、選考の上、聴講を許可することができる。

2 聴講に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 附帯教育（通信課程）

第39条 本校教育を広く社会に開放し、その教育を受けることを希望する者のために、勉学の機会を与えることを目的として、附帯教育を次のとおりとする。

通信課程名	修業期間	総定員	授業時間
精神保健福祉士通信課程（短期）	10ヶ月	80名	午前10時～午後5時15分

2 附帯教育の入学金、授業料は、次のとおりとする。

入学検定料	10,000円
入学金	30,000円
授業料	155,000円
施設設備費	23,000円
実験実習費	70,000円
連絡通信費（消費税等込）	5,000円
災害傷害・賠償責任保険料	700円

3 附帯教育については、別に定める精神保健福祉士通信課程（短期）細則による。

第13章 雑則

(実施細則)

第40条 本学則の実施に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則

本学則は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和52年4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、昭和56年4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、昭和57年4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、昭和58年4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、昭和60年4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、昭和61年4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、昭和62年4月1日から改正、施行する。

ただし、別表第2の社会福祉専門課程児童指導員科2年次生、実験実習費は昭和61年4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、昭和63年4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、平成元年4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、平成2年4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、平成3年4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、平成4年4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、平成5年4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、平成6年4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、平成7年4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、平成8年4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、平成9年4月1日から改正、施行し、平成9年度入学者から適用する。

ただし、この改正前の学生に係わる教育課程（課程、学科、修業年限、入学定員、総定員、学級数及び社会福祉専門課程児童指導員科の履修方法、カリキュラム、資格証明書授与）については、なお従前の例によるものであり、次のとおりである。

1. 課程、学科、修業年限、入学定員、総定員、学級数

課 程 名	学 科 名	修業年限	入学定員	総定員	学級数
保 母 専 門 課 程	保 母 科	3	40	120	1
社会福祉専門課程	社会福祉主事科	2	40	80	1
	児 童 指 導 員 科	2	20	40	1
	介 護 福 祉 士 科	3	40	120	1

2. 社会福祉専門課程児童指導員科の履修方法

社会福祉専門課程児童指導員科における履修方法は、次の各号の定めるとおりとする。

- (1) 一般教育科目の3科目6単位は必修とし、その他は選択履修とする。
- (2) 専門科目の基礎科目23科目55単位は必修とする。

専門科目の関連科目のうち8科目15単位は必修とし、その他は選択履修とする。

3. 社会福祉専門課程児童指導員科のカリキュラム

次のとおり。

系 列	教 科 目	授業 形態	単 位 数		授業時間数		
			必修	選択	必修	選択	
一 般 教 育 科 目	人 間 学 I	講義	2		30		
	人 間 学 II	講義	2		30		
	キ リ ス ト 教 学 I	講義	2		30		
	キ リ ス ト 教 学 II	講義		2		30	
	社 会 学	講義		2		30	
	法 学	講義		2		30	
	教 育 学	講義		2		30	
専 門 科 目	基礎科目	社 会 福 祉 原 論	講義	4		60	
		老 人 福 祉 論	講義	4		60	
		障 害 者 福 祉 論 I	講義	2		30	
		障 害 者 福 祉 論 II	講義	2		30	
		児 童 福 祉 論 I	講義	2		30	
		児 童 福 祉 論 II	講義	2		30	
		社 会 保 障 論	講義	4		60	
		公 的 扶 助 論	講義	2		30	
		地 域 福 祉 論	講義	2		30	
		社会福祉援助技術総論	講義	4		60	
		社会福祉援助技術各論 I A	講義	2		30	
		社会福祉援助技術各論 I B	講義	2		30	
		社会福祉援助技術各論 II A	講義	2		30	
		社会福祉援助技術各論 II B	講義	2		30	
		社会福祉援助技術演習 I	演習	1		30	
		社会福祉援助技術演習 II	演習	1		30	
		社会福祉援助技術現場実習 I	実習	6		270	
		医 学 一 般	講義	4		60	
		介 護 概 論	講義	2		30	
		発 達 心 理 学	講義	2		30	
臨 床 心 理 学	講義	2		30			
社会福祉援助技術スーパーヴィジョンI	演習	1		15			
社会福祉援助技術スーパーヴィジョンII	演習		15				

系 列	教 科 目	授業 形態	単 位 数		授業時間数		
			必修	選択	必修	選択	
専 門 科 目	関連科目	養 護 原 理	講義	2		30	
		養 護 内 容	講義	2		30	
		健 全 育 成 論	講義	2		30	
		非 行 関 係 論	講義	1		15	
		児 童 相 談 論	講義	2		30	
		母 子 保 健	講義	2		30	
		社 会 倫 理 学	講義	2		30	
		卒 業 レ ポ ー ト	演習	2		60	
		特 別 講 義 I	講義		2		30
		心 理 検 査 法	講義		1		15
	社会福祉援助技術現場実習Ⅱ	実習		2		90	
合 計				76	13	1395	255
内 訳			講義	65	11	975	165
			実習	6	2	270	90
			演習	5	0	150	0

注) 社会福祉援助技術現場実習は、児童福祉施設及び児童福祉行政機関等であって、実習指導能力を有するところを中心に、下記により行う。

必修 1. 養護施設

2. 児童相談所・福祉事務所並びに乳児院・保育所・母子寮・児童館・情緒障害児短期入所施設・虚弱児施設・教護院の中から1箇所選択
3. 精神薄弱児施設・精神薄弱児通園施設・盲ろうあ児施設・難聴幼児通園施設・肢体不自由児施設・肢体不自由児通園施設・肢体不自由児療護施設・重症心身障害児施設並びに身体障害者更生援護施設・精神薄弱者援護施設の中から1箇所選択

選択 1. 上記並びに上記以外の社会福祉施設・社会福祉諸機関、病院、老人保健施設等、校長が適当と認める施設

4. 社会福祉専門課程児童指導員科の資格証明書授与

卒業者には、次に定める資格証明書を授与する。

児童福祉司任用資格、児童指導員任用資格

附 則

本学則は、平成10年4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、平成11年4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、平成12年4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、平成12年4月1日から改正、施行し、平成12年度入学者から適用する。

ただし、この改正前の社会福祉専門課程社会福祉士・児童指導員科と社会福祉専門課程介護福祉士の学生に係わる履修方法、カリキュラムについては、なお従前の例によるものであり、次のとおりである。

別表第1

(B) 社会福祉専門課程

(2) 社会福祉士・児童指導員科

系 列	教 科 目	授業 形態	単 位 数		授業時間数		
			必修	選択	必修	選択	
一 般 教 育 科 目	人 間 学 I	講義	2		30		
	人 間 学 II	講義	2		30		
	キ リ ス ト 教 学 I	講義	2		30		
	キ リ ス ト 教 学 II	講義		2		30	
	社 会 学	講義	2		30		
	法 学	講義	2		30		
	心 理 学	講義	2		30		
専 門 科 目	基 礎 科 目	社 会 福 祉 原 論	講義	4		60	
		老 人 福 祉 論	講義	4		60	
		障 害 者 福 祉 論	講義	4		60	
		児 童 福 祉 論	講義	4		60	
		社 会 保 障 論	講義	4		60	
		公 的 扶 助 論	講義	2		30	
		地 域 福 祉 論	講義	2		30	
		社 会 福 祉 援 助 技 術 総 論	講義	4		60	
		社 会 福 祉 援 助 技 術 各 論 I	講義	4		60	
		社 会 福 祉 援 助 技 術 各 論 II	講義	4		60	
	社 会 福 祉 援 助 技 術 演 習	演習	2		60		
	社 会 福 祉 援 助 技 術 現 場 実 習	実習	6		270		
	医 学 一 般	講義	4		60		
	介 護 概 論	講義	2		30		
	関 連 科 目	社 会 倫 理 学	講義	2		30	
		養 護 原 理	講義	2		30	
		発 達 心 理 学	講義	2		30	
母 子 保 健		講義	2		30		
児 童 ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 論		講義	2		30		
家 族 ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 論		講義	2		30		
卒 業 レ ポ ー ト		演習	2		60		
心 理 学 演 習		演習		1		30	
特 別 講 義		講義		2		30	
実 務 指 導		演習		1		30	
社 会 福 祉 援 助 技 術 現 場 実 習 選 択 I	実習		2		90		
社 会 福 祉 援 助 技 術 現 場 実 習 選 択 II	実習		2		90		
合 計			76	10	1380	300	
内 訳			講義	66	4	990	60
			実習	6	4	270	180
			演習	4	2	120	60

注1：社会福祉援助技術現場実習は、下記により行う。

必修：1. 社会福祉士現場実習に指定されている施設のうち、児童福祉法に規定されている児童福祉施設から1箇所

2. 社会福祉士現場実習に指定されている施設から1箇所

選択：社会福祉諸機関、病院、老人保健施設等、校長が適当と認める施設

注2：指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、入学する者は、必修科目である社会福祉援助技術現場実習のうち、2単位の90時間は免除できるものとする。

(B) 社会福祉専門課程

(3) 介護福祉士科

系列	教 科 目	授業形態	単 位 数		授業時間数	
			必修	選択	必修	選択
一般教養科目	人間学 I	講義	2		30	
	人間学 II	講義	2		30	
	キリスト教 学 I	講義	2		30	
	キリスト教 学 II	講義		2		30
	社会学	講義	2		30	
	法 学	講義	2		30	
	心理 学	講義	2		30	
	文章 表現 法	講義	2		30	
専門科目	社会福祉概論	講義	4		60	
	老人福祉論	講義	2		30	
	障害者福祉論	講義	2		30	
	リハビリテーション論	講義	2		30	
	社会福祉援助技術	講義	4		60	
	社会福祉援助技術	演習	1		30	
	レクリエーション指導法	演習	2	1	60	30
	老人・障害者の心理	講義	4		60	
	家政学概論	講義	2		30	
	栄養・調理	講義	2		30	
	家政学実習	実習	2		90	
	医学一般	講義	4		60	
	精神衛生	講義	2		30	
	介護概論	講義	4		60	
介護技術	演習	4		120		
障害形態別介護技術	演習	4		120		

専 門 科 目	カ ウ ン セ リ ン グ	講 義	2		30		
	演 習	演 習	2		60		
	社 会 倫 理 学	講 義	2		30		
	医 療 福 祉 論	講 義	1		15		
	特 別 講 義	講 義	4		60		
	卒 業 レ ポ ー ト	演 習	2		60		
	介 護 実 習 指 導	実 習	10		450		
	実 習	2		60			
合 計			84	3	1875	60	
内 訳			講義	55	2	825	30
			実習	12	0	540	0
			演習	17	1	510	30

附 則

- 1 本学則は、平成12年4月1日から改正、施行する。
- 2 ただし、第31条第4項の適用は、次のとおりとする。
 - (1) 専門士（保育専門課程保育士科）の称号は、平成14年3月の保育専門課程保育士科の卒業生から付与する。
 - (2) 専門士（社会福祉専門課程介護福祉士科）の称号は、平成12年3月の社会福祉専門課程介護福祉士科の卒業生から付与する。

附 則

- 1 本学則は、平成13年4月1日から改正、施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、平成13年度の各学年の定員は次表のとおりとする。
- 3 平成13年度における社会福祉専門課程社会福祉主事科は、募集停止とする。

課 程 名	学 科 名	修業年限	入学定員	1年次	2年次	3年次	総定員	学級数	備 考
保育専門課程	保 育 士 科	3	40	40	40	40	120	1	夜 間
社会福祉専門課程	社会福祉主事科	2	0	0	40	/	40	1	夜 間
	社会福祉士・ 児童指導員科	2	40	40	40	/	80	1	夜 間
	介護福祉士科	3	40	40	40	40	120	1	夜 間
合 計	/	/	120	120	160	80	360	4	/

附 則

本学則は、平成14年4月1日から改正、施行し、平成14年度入学者から適用する。
 ただし、この改正前の保育専門課程保育士科の学生に係わる履修方法、カリキュラムについては、なお従前の例によるものであり、次のとおりである。

- (1) 基礎科目のうち7科目12単位は必修とし、その他は選択履修とする。
- (2) 専門的科目26科目47単位は必修とする。
- (3) 選択必修科目のうち13科目20単位は必修とし、その他は選択履修とする。
- (4) カリキュラム

系 列	教 科 目	授業 形態	単 位 数		授業時間数		
			必修	選択	必修	選択	
基 礎 科 目	人 間 学 I	講義	2		30		
	人 間 学 II	講義	2		30		
	キリスト教学I	講義	2		30		
	キリスト教学II	講義		2		30	
	法 学	講義	2		30		
	自然科学概論	講義	2		30		
	英 語	演習		2		30	
	体 育	講義 実技	1 1		15 30		
専 門 的 科 目	保育の本質・目的の 理解に関する科目	社 会 福 祉 I	講義	2		30	
		社 会 福 祉 II	演習	2		60	
		児 童 福 祉	講義	2		30	
		保 育 原 理 I	講義	4		60	
		養 護 原 理 I	講義	2		30	
		教 育 原 理	講義	2		30	
	保育の対象の理解 に関する科目	発 達 心 理 学 I	講義	2		30	
		教 育 心 理 学	講義	2		30	
		小 児 保 健 I	講義 実習	4 1		60 30	
		小 児 栄 養	講義 実習	2 1		30 30	
		精 神 保 健	講義	2		30	
		保育の内容・方法の 理解に関する科目	保 育 内 容 総 論	演習	1		30
	健 康		演習	1		30	
	人 間 関 係		演習	1		30	
	環 境 I		演習	1		30	
	言 葉		演習	1		30	
	表 現 I		演習	1		30	
	乳 児 保 育		講義	2		30	
	基礎技能	音 楽 I	演習	2		60	
		図 画 工 作 I	演習	2		60	
		体 育	演習	2		60	
	保育実習	保育実習I-1	実習	2		90	
		保育実習I-2	実習	2		90	
		実 習 指 導	実習	1		45	

選 択 必 修 科 目	保育の本質・目的の 理解に関する科目	保育原理Ⅱ	講義		2		30
		養護原理Ⅱ	講義		2		30
		知的障害者福祉論	講義		1		15
		身体障害者福祉論	講義		1		15
		矯正保護論	講義		1		15
		社会倫理学	講義		※2		30
		卒業レポート	演習		※2		60
	保育の対象の理解 に関する科目	発達心理学Ⅱ	演習		※1		30
		小児保健Ⅱ	講義		2		30
	保育の内容・方法の 理解に関する科目	環境Ⅱ	演習		1		30
		表現Ⅱ	演習		1		30
		養護内容	演習		2		60
		障害児保育	講義		※2		30
		児童文化	演習		1		30
	基礎技能	音楽Ⅱ	演習		2		60
		図画工作Ⅱ	演習		1		30
	保育実習	保育実習Ⅱ	実習		※2		90
		保育実習Ⅲ	実習		2		90
合 計				59	32	1290	765
内 訳			講義	37	15	555	225
			実習	7	4	285	180
			演習	14	13	420	360
			実技	1	0	30	0

注) 選択必修科目からは13科目20単位以上履修する。

但し、※印は学校指定必修科目とする。

附 則

本学則は、平成15年4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、平成16年4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、平成17年4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、2006年(平成18年)4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、2007年(平成19年)4月1日から改正、施行する。

附 則

本学則は、2008年（平成20年）4月1日から改正、施行し、2008年度（平成20年度）入学者から適用する。

ただし、この改正前に社会福祉専門課程介護福祉士科へ入学した2年次生及び3年次生の学生については、次のとおりとする。

- (1) 定員は、それぞれ40名とする。
- (2) 学級数は、それぞれ1とする。
- (3) 履修科目は、次表のとおりとする。

(B) 社会福祉専門課程

(2) 介護福祉士科

系列	教 科 目	授業形態	単 位 数		授業時間数	
			必修	選択	必修	選択
基礎分野	人 間 学 I	講義	2		30	
	人 間 学 II	講義	2		30	
	キ リ ス ト 教 学 I	講義	2		30	
	キ リ ス ト 教 学 II	講義		2		30
	社 会 学	講義	2		30	
	法 学	講義	2		30	
	心 理 学	講義	2		30	
	文 章 表 現 法	講義	2		30	
専門分野	社 会 福 祉 概 論	講義	4		60	
	老 人 福 祉 論	講義	4		60	
	障 害 者 福 祉 論	講義	2		30	
	リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 論	講義	2		30	
	社 会 福 祉 援 助 技 術	講義	2		30	
	社 会 福 祉 援 助 技 術 演 習	演習	1		30	
	レ ク リ エ ー シ ョ ン 活 動 援 助 法	演習	2	1	60	30
	老 人 ・ 障 害 者 の 心 理	講義	4		60	
	家 政 学 概 論	講義	4		60	
	家 政 学 実 習	実習	2		90	
	医 学 一 般	講義	6		90	
	精 神 保 健	講義	2		30	
	介 護 概 論	講義	4		60	
	介 護 技 術	演習	5		150	
形 態 別 介 護 技 術	演習	5		150		

介	護	実	習	実習	10		450	
実	習	指	導	演習	3		90	
カ	ウ	ン	セ	リ	ン	グ	講義	2
演							演習	2
社	会	倫	理	学			講義	2
特	別	講	義				講義	2
卒	業	レ	ポ	ー	ト		演習	2
合 計					86	3	1950	60
内 訳				講義	54	2	810	30
				実習	12	0	540	0
				演習	20	1	600	30

※卒業時に共通試験を受けること。

※卒業に要する最低時間数	基礎分野	7科目	14単位以上	210時間以上
	専門分野	22科目	72単位	1740時間以上
	合 計	29科目	86単位以上	1950時間以上

別表第 1 及び第 2

別表第1

(A) 保育専門課程

保育士科

系 列		教 科 目	授業 形態	単 位 数		授業時間数	
				必修	選択	必修	選択
教 養 科 目		人 間 学 I	講義	2		30	
		人 間 学 II	講義	2		30	
		キリスト教学 I	講義	2		30	
		キリスト教学 II	講義		2		30
		法 学	講義	2		30	
		自然科学概論	講義	2		30	
		英 語	演習		2		30
		体 育	講義	1		15	
			実技	1		30	
必 修 科 目	保育の本質・目的の 理解に関する科目	社 会 福 祉	講義	2		30	
		社会福祉援助技術	演習	2		60	
		児 童 福 祉	講義	2		30	
		保 育 原 理 I	講義	4		60	
		養 護 原 理 I	講義	2		30	
		教 育 原 理	講義	2		30	
	保育の対象の理解 に関する科目	発 達 心 理 学 I	講義	2		30	
		教 育 心 理 学	講義	2		30	
		小 児 保 健 I	講義	4		60	
			実習	1		30	
		小 児 栄 養	演習	2		60	
		精 神 保 健	講義	2		30	
	保育の内容・方法の 理解に関する科目	家 族 援 助 論	講義	2		30	
		保 育 内 容 総 論	演習	1		30	
		健 康	演習	1		30	
		人 間 関 係 I	演習	1		30	
		環 境 I	演習	1		30	
		言 葉	演習	1		30	
		表 現 I	演習	1		30	
		乳 児 保 育	演習	2		60	
	障 害 児 保 育	演習	1		30		
		養 護 内 容	演習	1		30	
	基 礎 技 能	音 楽 I	演習	2		60	
		図 画 工 作 I	演習	1		30	
体 育 I		演習	1		30		

	保育実習	保育実習Ⅰ－１ 保育実習Ⅰ－２ 実習指導	実習 実習 実習	2 2 1		90 90 45	
	総合演習	総合演習	演習	2		60	
選 択 必 修 科 目	保育の本質・目的の 理解に関する科目	保育原理Ⅱ	講義		2		30
		養護原理Ⅱ	講義		2		30
		社会倫理学	講義		※2		30
		卒業レポート	演習		※2		60
	保育の対象の理解 に関する科目	発達心理学Ⅱ	演習		※1		30
		小児保健Ⅱ	講義		2		30
		保育相談概論	講義		2		30
	保育の内容・方法の 理解に関する科目	環境Ⅱ	演習		1		30
		人間関係Ⅱ	演習		1		30
		表現Ⅱ	演習		1		30
		児童文化Ⅰ	演習		1		30
	基礎技能	音楽Ⅱ	演習		2		60
		図画工作Ⅱ	演習		2		60
体育Ⅱ		演習		1		30	
児童文化Ⅱ		演習		1		30	
保育実習	保育実習Ⅱ	実習		2		90	
	保育実習Ⅲ	実習		2		90	
合計				62	31	1410	780
内 訳			講義	35	12	525	180
			実習	6	4	255	180
			演習	20	15	600	420
			実技	1	0	30	0

注) 選択必修科目からは9科目17単位以上履修する。

但し、※印は学校指定必修科目とする。

保育実習は、保育実習Ⅱ、Ⅲの一方を必修とする。

※卒業に要する最低時間数	教養科目	7科目	12単位	195時間以上
	必修科目	29科目	50単位	1215時間以上
	選択必修科目	9科目	17単位	390時間以上
	合計	45科目	79単位	1800時間以上

(B) 社会福祉専門課程

(1) 社会福祉士・児童指導員科

系 列	教 科 目	授業形態	単 位 数		授業時間数		
			必修	選択	必修	選択	
一般教育科目	人 間 学 I	講義	2		30		
	人 間 学 II	講義	2		30		
	キ リ ス ト 教 学 I	講義	2		30		
	キ リ ス ト 教 学 II	講義		2		30	
	社 会 学	講義	2		30		
	法 学	講義	2		30		
	心 理 学	講義	2		30		
専 門 科 目	基 礎 科 目	社 会 福 祉 原 論	講義	4		60	
		老 人 福 祉 論	講義	4		60	
		障 害 者 福 祉 論	講義	4		60	
		児 童 福 祉 論	講義	4		60	
		社 会 保 障 論	講義	4		60	
		公 的 扶 助 論	講義	2		30	
		地 域 福 祉 論	講義	2		30	
	社 会 福 祉 援 助 技 術 論 (注1)	講義	8		120		
	社 会 福 祉 援 助 技 術 演 習	演習	4		120		
	社 会 福 祉 援 助 技 術 現 場 実 習 (注2)	実習	4		180		
	社 会 福 祉 援 助 技 術 現 場 実 習 指 導	演習	3		90		
	医 学 一 般	講義	4		60		
	介 護 概 論	講義	2		30		
	関 連 科 目	社 会 倫 理 学	講義	2		30	
養 護 原 理		講義	2		30		
発 達 心 理 学		講義	2		30		
母 子 保 健		講義	2		30		
児 童 ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 論		講義	2		30		
家 族 ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 論		講義	2		30		
卒 業 レ ポ ー ト		演習	2		60		
心 理 学 演 習		演習		1		30	
特 別 講 義		講義		2		30	
実 務 指 導		演習		1		30	
社 会 福 祉 援 助 技 術 現 場 実 習 選 択 I		実習		2		90	
社 会 福 祉 援 助 技 術 現 場 実 習 選 択 II		実習		2		90	
合 計			75	10	1380	300	
内 訳			講義	62	4	930	60
			実習	4	4	180	180
			演習	9	2	270	60

注1：社会福祉援助技術論は、学内では便宜上、担当教員、開講期間など別に①②・・・をつけて表示するが、評価は一括して行う。

注2：①社会福祉援助技術現場実習は、下記により行う。

必修：1. 社会福祉士現場実習に指定されている施設のうち、児童福祉法に規定されている児童福祉施設から1箇所

2. 社会福祉士現場実習に指定されている施設から1箇所

選択：社会福祉諸機関、病院、老人保健施設等、校長が適当と認める施設

②社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第2条で指定された施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、入学する者は、必修科目である社会福祉援助技術現場実習のうち、2単位の90時間は免除できるものとする。

※卒業に要する最低時間数	一般教育科目	6科目	12単位	180時間以上
	基礎科目	13科目	49単位	960時間以上
	関連科目	7科目	14単位	240時間以上
	合計	26科目	75単位	1380時間以上

(B) 社会福祉専門課程

(2) 介護福祉士科

系列	教 科 目	授業 形態	単 位 数		授業時間数		
			必修	選択	必修	選択	
指定科目	基礎分野	人 間 学	講義	2		30	
		介護における尊厳と倫理	講義	2		30	
		人間関係とコミュニケーション	講義	2		30	
		キリスト教学Ⅰ	講義	2		30	
		社 会 学	講義	2		30	
		法 学	講義	2		30	
		小計 6科目	小計	12		180	
	専門分野	社 会 福 祉 概 論	講義	4		60	
		老 人 福 祉 論	講義	4		60	
		障 害 者 福 祉 論	講義	2		30	
		リハビリテーション論	講義	2		30	
		社会福祉援助技術	講義	2		30	
		社会福祉援助技術演習	演習	1		30	
		レクリエーション活動援助法Ⅰ	演習	2		60	
		老人・障害者の心理	講義	4		60	
		家 政 学 概 論	講義	4		60	
		家 政 学 実 習	実習	2		90	
		医 学 一 般	講義	6		90	
		精 神 保 健	講義	2		30	
介 護 概 論		講義	4		60		
介 護 技 術	演習	5		150			
形 態 別 介 護 技 術	演習	5		150			
介 護 実 習	実習	10		450			
実 習 指 導	演習	3		90			
	小計 17科目	小計	62		1530		
指定外科目	地 域 福 祉 論 (*)	講義		2		30	
	社 会 福 祉 経 営 論 (*)	講義		2		30	
	社会福祉法行財政論 (*)	講義		2		30	
	社 会 政 策 論 (*)	講義		2		30	
	精神保健福祉援助技術	講義		2		30	
	災害・緊急時における介護	講義		2		30	
	福祉情報処理演習	演習		1		30	
	キリスト教学Ⅱ	講義		2		30	
	発 達 心 理 学	講義		2		30	
	介護の組織と運営管理	講義		2		30	

指定 外 科 目	介護サービスとセーフティマネジメント	講義		2		30
	ターミナルケア論	講義		2		30
	介護職が行うスーパービジョン	演習		1		30
	演習	演習		2		60
	レクリエーション活動援助法Ⅱ	演習		1		30
	卒業レポート	演習	2			60
小計 16科目		小計	2	27	60	480
合計 39科目		合計	76	27	1770	480
内 訳		講義	46	22	690	330
		実習	12	0	540	0
		演習	18	5	540	150

※「指定科目」及び「指定外科目」は、厚生労働省による「指定科目」及び「指定外科目」。

※卒業時に共通試験を受けること。

※卒業に要する最低時間数	基礎分野	6科目	12単位	180時間
	専門分野	17科目	62単位	1530時間
	卒業レポート	1科目	2単位	60時間
	合 計	24科目	76単位	1770時間

※（*）は上智大学開講科目。

別表第2

本校の入学検定料は下記のとおりとする。

(単位：円)

科 目	課 程	社会福祉専門課程		摘 要
	保育専門課程	社会福祉士・ 児童指導員科	介護福祉士科	
入 学 検 定 料	保育士科	23,000	23,000	23,000

本学の授業料等納付金は下記のとおりとする。

1年次生 納付は所定の入学手続期間内とする。

(単位：円)

費 目	課 程	社会福祉専門課程		摘 要	
	保育専門課程	社会福祉士・ 児童指導員科	介護福祉士科		
入 学 金	保育士科	160,000	160,000	160,000	入学の際のみ
授 業 料	保育士科	415,000	415,000	430,000	年額
オリエンテーション費		6,000	6,000	6,000	入学の際のみ
施 設 設 備 費		70,000	36,000	70,000	年額
実 験 実 習 費		10,000	14,000	21,000	年額
連絡通信費(消費税等込)		3,000	3,000	3,000	年額
小 計		664,000	634,000	690,000	
災害傷害・賠償責任保険料		1,680	1,160	1,680	入学の際のみ
小 計		1,680	1,160	1,680	
合 計		665,680	635,160	691,680	

2年次生 納付は前学期及び後学期それぞれ学期当初の所定の期間内とする。(単位：円)

費 目	課 程	社会福祉専門課程		摘 要	
	保育専門課程	社会福祉士・ 児童指導員科	介護福祉士科		
授 業 料	保育士科	415,000	415,000	430,000	年額
施 設 設 備 費		70,000	36,000	70,000	年額
実 験 実 習 費		10,000	14,000	42,000	年額
連絡通信費(消費税等込)		3,000	3,000	3,000	年額
合 計		488,000	458,000	535,000	

3年次生 納付は前学期及び後学期それぞれ学期当初の所定の期間内とする。

(単位：円)

費 目	課 程	社会福祉専門課程	摘 要	
	保育専門課程	介護福祉士科		
授 業 料	保育士科	415,000	430,000	年額
施 設 設 備 費		60,000	60,000	年額
実 験 実 習 費		10,000	42,000	年額
連絡通信費(消費税等込)		3,000	3,000	年額
合 計		488,000	535,000	

「精神保健福祉士通信課程（短期）細則」

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、上智社会福祉専門学校が附帯教育として設置する精神保健福祉士通信課程（短期）（以下「通信課程」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 通信課程は、精神保健福祉士法に基づき、社会福祉士等への新たな教育機会の提供と教育の充実並びに今後社会福祉関係の職務に従事する者への専門教育及び現に精神保健関係の職務に従事している者への再教育を行うことを目的とする

(位置)

第3条 通信課程を東京都千代田区紀尾井町7番1号に置く。

第2章 通信課程の修業年限、定員、学級数及び在学期間

(通信課程の修業年限、定員及び学級数)

第4条 通信課程の修業年限、定員及び学級数は次のとおりとする。

通信課程名	修業年限	入学定員	総定員	学級数
精神保健福祉士通信課程（短期）	10ヶ月	80	80	1

(在学期間)

第5条 通信課程の在学期間は、10ヶ月とする。

ただし、休学者及び科目未履修者は、入学時より次年度の修業年限まで在学できるものとする。

第3章 修業年限の始期と終期

(修業年限の始期と終期)

第6条 通信課程は、4月1日に始まり、翌年1月31日に終わる。

第4章 教育課程及び授業時間

(教育課程)

第7条 通信課程の教育課程及び授業時数は細則別表第1に定めるとおりとする。

(授業時間)

第8条 通信課程の面接授業の時間は、午前10時から午後5時15分とする。又、面接授業の期間は校長が定める。

第5章 教職員組織

(教職員組織)

第9条 通信課程に次の各号に定める教職員を置く。

- (1) 専任教員
 - (2) 非常勤講師
 - (3) 事務職員
- 2 専任教員及び非常勤講師は、学生の教育をつかさどる。
 - 3 事務職員は、事務に従事する。

第6章 入学・休学・退学及び再入学

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、4月とする。

(入学資格)

第11条 通信課程に入学することができる者は、東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県に居住し、次の各号のいずれかに該当する者で、選考の上、入学を許可された者とする。

- (1) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）において精神保健福祉士法第7第2号に規定する基礎科目（（2）及び（3）において「基礎科目」という。）を修めて卒業した者、その他その者に準じるものとして精神保健福祉士法施行規則第1条第2項に規定する者
- (2) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるもの限る。）において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業し

た者を除く。)その他その者に準じるものとして精神保健福祉士法施行第1条第5項に規定する者であって、精神保健福祉士法第7条第4項に規定する指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した者

(3) 学校教育法に基づく短期大学において基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準じるものとして精神保健福祉士法施行第1条第8項に規定する者であって、精神保健福祉士法第7条第4項に規定する指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した者

(4) 社会福祉士

2 入学者の選考については、別に定める。

(入学志願の手続)

第12条 入学を志願する者は、所定の入学検定料を納入し、所定の入学願書、前条各号のいずれかに該当することを証明する書類、その他必要書類を指定の期日までに提出しなければならない。

2 既納の入学検定料は、返還しない。

(入学の手続)

第13条 入学を許可された者は、次の書類に入学納付金を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(1) 地方自治体の発行による「住民票の写し」(日本国籍以外の国籍を有する者は、外国人登録証明書の写し)

(2) その他必要書類

(休学及び復学)

第14条 病気その他やむを得ない理由で休学しようとする者は、その理由を記した休学願を提出し、校長の許可を受けなければならない。なお、病気の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

2 休学の期間は、修業年限を単位とし、入学年度のみとする。

3 許可された休学期間が満了した場合は、復学届を提出しなければならない。

(退学)

第15条 退学しようとする者は、その理由を記した退学願を学生証とともに提出し、校長の許可を受けなければならない。

(再入学)

第16条 本校を卒業した者、又は中途退学した者で、再び入学しようとする者については、別に定める。

(転・編入学)

第17条 本校及び他の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等からの転・編入学は行わない。

第7章 賞罰

(表彰)

第18条 校長は、学業・品行ともにすぐれ他の模範となる者には、運営委員会の議を経て、これを表彰することがある。

(懲戒)

第19条 校長は、学生の本分に反する行為があったと認められるときは、運営委員会の議を経て、これに懲戒処分を行うことがある。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学処分は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく出席状況の極めて悪い者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第8章 単位及び履修方法等

(単位の算定)

第20条 各科目に対する1単位の算定は、次のとおりとする。

講義科目 15時間

演習科目 30時間

実習科目 45時間

通信課程の各科目の時間数は、細則別表 1 の授業科目及び授業時間数「面接授業時間数」に「印刷教材による授業の 3 分の 1 時間数」を加えて算出する。ただし、授業科目によっては、法令等により定められた範囲で、1 単位あたりの時間数を変更することがある。

(履修方法)

第 2 1 条 通信課程における履修方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 指定科目 7 科目 2 6 単位は必修とし、それに加え、所定の科目を履修しなければならない。ただし、入学時に指定施設で相談業務に 1 年以上勤務した者は、「精神保健福祉援助実習」2 単位の履修を免除する。

(添削その他の指導方法)

第 2 2 条 通信課程における添削その他の指導方法は、細則別表 2 のとおりとする。

第 9 章 試験及び卒業等

(試験及び評価)

第 2 3 条 講義、演習の各教科については、それぞれ試験を行う。

通信課程の試験の期間については、校長が定める。

- 2 実習については、指導・監督者の調査・報告書に基づき、その成績を評価する。
- 3 授業科目の成績評価は、上位より A (100~90点)、B (89~80点)、C (79~70点)、D (69~60点)、F (59点以下) をもって表示し、A、B、C、D を合格、F を不合格とする。
- 4 認定を N と表記する。

(出席時間数)

第 2 4 条 各科目とも細則別表 1 に規定されている面接授業時間数に満たない者については、当該科目の履修を認定せず受験資格を与えない。ただし、精神保健福祉特論については、出席時間数が規定時間数の 5 分の 4 に満たない者の該当科目の履修を認定しない。

- 2 学外施設における実習については、出席時間数が規定時間数の 5 分の 4 に満たない者に対し、履修を認定せず成績の評価を行わない。

(追・再試験)

第 2 5 条 病気その他やむを得ない理由で試験を受けることができなかった者、又は試験に不合

格であった者は、追試験又は再試験を受けることができる。

(卒業及び資格証明書の付与)

第26条 卒業の期日は、毎年1月31日とする。

2 卒業者には、次に定める資格を与える。

(1) 精神保健福祉通信課程 精神保健福祉士国家試験受験資格

第10章 入学納付金及び授業料納付金

(入学納付金)

第27条 入学に必要な納付金は、細則別表3のとおりとする。ただし、詳細は別に定める。

(修業年限を超過して在学する者の授業料等納付金)

第28条 修業年限を超過して在学する者の授業料等納付金については、別に定める。

2 前項の授業料等納付金を所定の期日までに納入しない者は、退学させる。

(休学期間中の授業料等納付金)

第29条 休学を許可された者の休学期間中の授業料等納付金は、別に定める。

2 前項の授業料等納付金を所定の期日までに納入しない者は、退学させる。

(停学者の授業料等納付金)

第30条 停学者の授業料等納付金は全額を徴収する。

2 前項の授業料等納付金を所定の期日までに納入しない者は、退学させる。

(退学者の授業料等納付金)

第31条 退学を願い出る者は、その時期までの授業料等納付金全額を納入しなければならない。

(納付金の不還付)

第32条 既納の授業料等納付金は、返還しない。

第 1 1 章 健康診断

(健康診断)

第 3 3 条 在學生は、健康診断を受けなければならない。

附 則

本細則は、2006年（平成18年）4月1日から、施行する。

附 則

本細則は、2007年（平成19年）4月1日から、施行する。

附 則

本細則は、2008年（平成20年）4月1日から、施行する。

細則別表1 通信課程（短期）

通信課程（短期）の授業科目及び授業時間数

	授業形態	単位数	授業時間数		実習時間数
		必修	面接授業	印刷教材による授業	
精神医学	講義	4	6	162	—
精神保健学	講義	4	6	162	—
精神科リハビリテーション学	講義	4	6	162	—
精神保健福祉論	講義	6	*10	243	—
精神保健福祉援助技術各論	講義	4	6	162	—
精神保健福祉援助演習	演習	2	*16	162	—
精神保健福祉援助実習	実習	2	—	—	90
精神保健福祉特論	講義	—	10	—	—
合計	—	26	60 (39)	1053	90

注1：学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、職業能力開発促進法第15条の6第1項各号に掲げる施設若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校又は厚生労働大臣の定める学校、文教研修施設若しくは養成所において既に履修した科目については、免除することができる。

注2：入学時に、厚生労働省の指定施設で1年以上の相談援助業務に従事した者は、「精神保健福祉援助実習」2単位の履修は免除するものとする。

注3：*印のある「精神保健福祉論」「精神保健福祉援助演習」の面接授業数は、法令では前者は9時間、又後者は6時間と規定はされているが、本校では、前者を10時間、後者を16時間とする。

注4：指定科目7科目26単位に加えて、本校では、面接授業科目「精神保健福祉特論」を通信課程（短期）の必修科目とする。

注5：上記面接授業科目「精神保健福祉特論」を必修科目とする。

細則別表2 添削その他の指導の方法

月間	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1
レポート提出	学習の手引き課題を受講生に送付	・精神保健福祉論 ・精神医学 ・精神保健学 5月上旬にレポート提出	・精神保健福祉論 ・精神医学 ・精神保健学 6月上旬にレポート提出	・精神保健福祉論 ・精神保健福祉援助演習 7月上旬にレポート提出	・精神保健福祉援助技術各論 ・精神科リハビリテーション学 8月上旬にレポート提出		・精神保健福祉援助演習 10月上旬にレポート提出	・精神保健福祉援助技術各論 ・精神科リハビリテーション学 11月上旬にレポート提出	・再レポート提出者 12月上旬にレポート提出	修業認定
レポート返還時期			・精神保健福祉論 ・精神医学 ・精神保健学 6月上旬にレポート返還	・精神保健福祉論 ・精神医学 ・精神保健学 7月上旬にレポート返還	・精神保健福祉論 ・精神保健福祉援助演習 8月上旬にレポート返還	・精神保健福祉援助技術各論 ・精神科リハビリテーション学 9月上旬にレポート返還		・精神保健福祉援助演習 11月上旬にレポート返還	・精神保健福祉援助技術各論 ・精神科リハビリテーション学 ・再レポートを12月中旬に返還	

添削方法

- ・レポート課題に対して回答されたものに、各科目担当教員が採点、講評、学習上の注意を記入して返還する。

各レポートは各回一題の課題として、各科目の本質的な部分を自分なりに整理するような出題とする。ただし、精神保健福祉論は各回二題課題を設定する。

再レポートの提出

- ・基準に達しないものは不合格として、新たな課題に対しての再レポートの提出を求める。それは一回限りとする。

細則別表 3

通信課程の入学検定料は下記のとおりとする。

(単位：円)

	金 額
入 学 検 定 料	10, 000

通信課程の授業料等納付金は下記のとおりとし、納付は入学手続期間内とする。

修業年限を超過して在学する者の納付は、指定の期間内とする。

(単位：円)

	金 額	摘 要
入 学 金	30, 000	注 1
授 業 料	155, 000	
施 設 設 備 費	23, 000	
実 験 実 習 費	70, 000	注 2
連絡通信費(消費税等込)	5, 000	
小 計	283, 000	
災害傷害・賠償責任保険料	700	注 3
小 計	700	
合 計	283, 700	

注 1：入学金の特例は、別に定める。

注 2：実験実習費は、実習免除者からは徴収しない。

注 3：災害傷害・賠償責任保険料は、修業年限を超過して在学する場合、新たに徴収する。

注 4：教科書代金として別途 2 万円程度が必要である。